

組合掲示板
掲載用

安全衛生に関するU Aゼンセンや行政などの活動情報

【2026年8月号】
発行：U Aゼンセン労働条件局

U Aゼンセン 安全衛生トピック

2026年度標語 「大丈夫！」自分ルールは 事故の元

8 月 度 標 語 気を付けよう 心の傷も 労災です

電気使用安全月間

8月は「電気使用安全月間」です。私たちの生活のさまざまな場面で利用されている「電気」ですが、その使用方法を誤ると大変な事故につながります。低電圧でも体が濡れているなどの複合要因があれば 感電死する危険が十分にあると言われおり、家庭用コンセントでも死に至る可能性があります。電気は充電部の金属が見えるだけで電気自体は見えないため、危険なものであるという認識をしっかりと持つことが大切です。

災害が発生すると死亡に至る危険性が高い

2025年に発生した感電による休業4日以上之死傷災害は94件、死亡災害は10件でした。感電による労働災害の特徴の一つは、致死率(ここでは、休業4日以上之死傷者数と死亡者数の比率をいう)の高さです。感電による休業4日以上之死傷者数、死亡者数は、それぞれ全体の0.07%、1.4%と多くはありませんが、致死率はおぼれ(73%)、火災(12%)に次ぐ10%です。ちなみに、死亡災害件数の最も多い「墜落・転落」の致死率は0.9%です。感電による災害はひとたび発生すると、死亡に至る危険性が高いことを示しています。

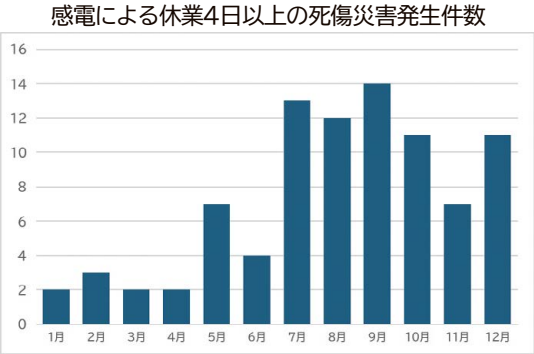
感電による災害は夏場に多く発生

業種別でみると、感電による死傷災害が多く発生しているのは建設業と製造業です。一方、事業所規模別では、小規模事業所ほど多く発生しているという調査結果もあります。

また、感電による死傷災害は夏場に多く発生します。高温多湿や汗をかくことに加え、軽装で皮膚を多く露出するため、感電や電気事故などが発生しやすいと言われています。

実際、2025年の月別労働災害発生件数をみると、7～9月が最も多くなっていることが分かります。

災害の発生原因は、漏電や絶縁不良といった設備要因よりも、電気機器の取り扱いや安全管理体制の不備など、ソフト面がほとんどであるとの報告もあります。安全管理体制を確立し、安全教育や危険予知など基本的な対策をいかに実効性のあるものにしていくかが重要となります。



夏場は食中毒にご用心を 8月1日～31日は食品衛生月間

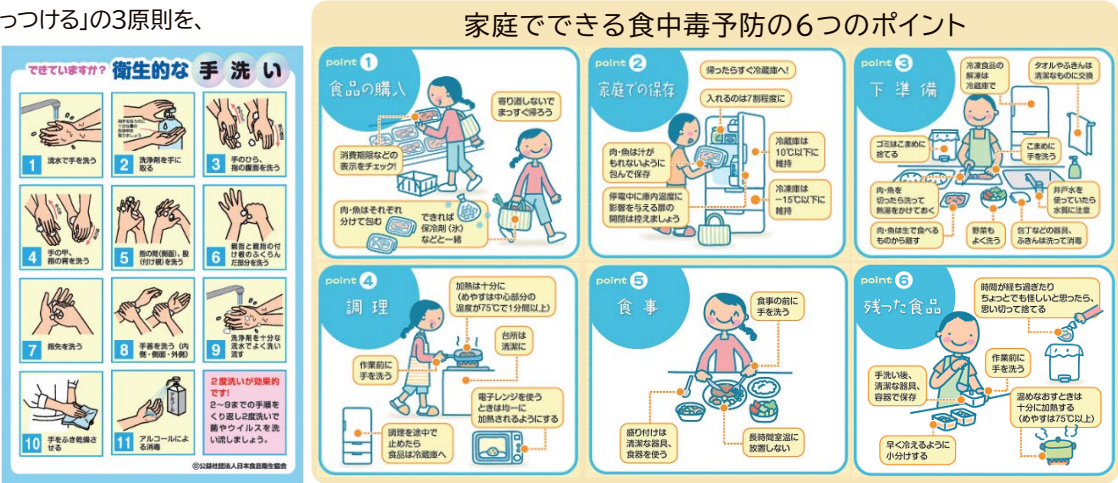
食品衛生月間は、食中毒事故の防止と衛生管理の向上を図るため、食品等事業者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図ることを目的に、厚生労働省、都道府県、保健所設置市、特別区の主催により8月1日から8月31日までの1ヶ月間実施されます。

厚労省のホームページによれば、食中毒を防ぐためには食中毒菌を「付けない・増やさない・やっつける」の3原則を、

- ①食品の購入
- ②家庭での保存
- ③下準備
- ④調理
- ⑤食事
- ⑥残った食品

の6つのポイントで実践することが大切であると解説しています。

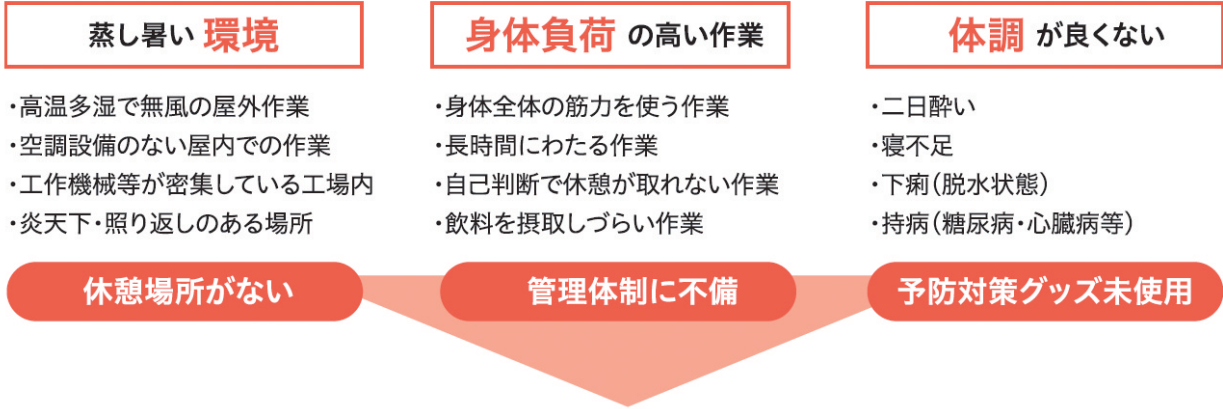
職場においても、弁当をはじめとする食料品の保管には注意しましょう。



災害級の暑さに備える(熱中症のリスクへ備える)

連日40度に迫る”災害級の暑さ”が日本列島に吹き荒れています。”災害級の暑さ”とは、単なる猛暑を超え、健康や社会生活に深刻な影響を及ぼす異常な高温状態であり、暑さ指数(WBGT)が31度以上の状態を指します。この温度に達するとすべての生活活動において熱中症のリスクが高まるため、熱中症対策の徹底を労使でおこないましょう。

熱中症の原因と発生しやすい職場の条件



熱中症 体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節ができなくなり、身体の機能が損なわれる。

暑さ指数(WBGT) Wet Bulb Globe Temperature (湿球黒球温度)

暑さ指数(WBGT)は、熱中症を予防することを目的とした指標です。作業場所における暑さ指数が基準値を超えるおそれがある場合には、熱中症になる可能性が高くなるので対策を講じる必要があります。

暑さ指数を **確認** する
熱中症予防情報サイトで確認できる。

暑さ指数を **測定** する
WBGT指数計を自分の職場で測定できる。

熱中症対策は事業主の義務、労使で対応の確認を

職場における熱中症による死亡例のほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」です。2025年6月1日の労働安全衛生規則の改正により、熱中症による重篤な健康被害を防ぐため、事業者には「報告体制の整備」「重篤化防止のための対応手順の作成」「関係作業員への周知」が義務付けられました。これにより、熱中症の疑いがある労働者を早期に発見し、迅速かつ適切に対応することが求められます。※厚生労働省が作成している「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」を参考に、事業所の環境整備について安全衛生委員会等にて労使で話し合しましょう。

また、労働者自身も熱中症にならないように予防をする必要があります。仕事前日の飲酒は控える、睡眠を十分にとる、仕事前に食事をするなどの体調管理に努めましょう。

※対象となるのは「WBGT28度以上または気温31度以上の環境下連続1時間以上または1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業を行う場合

